

# 助成金ガイドライン

\* 助成金は年度内は1団体1事業のみ申請可

種別 番号	助成種別	具体的な事業例	事業の受益者	助成率 ・助成金額上限	経費	
					対象経費の例	対象外
1	小規模作業所等福祉施設及び 当事者団体による、利用者の 自立助長・機能訓練・社会参加 及び地域との交流を目的にし た事業 * 上限までは複数回申請可	研修合宿、体験学習、普 及啓発活動、地域交流活 動など	各団体の当事者 及び家族等	助成対象経費の 1/2 200,000	講師謝礼 ボランティア・介助者交通費 会場使用料・機材借受費 広報費 研修費 研修参加交通費 バス借上費 実踏経費※2 有料道路代 施設入場料 保険代 消耗品費 印刷製本費 連絡通信費 材料費※3 調査・研究経費※4	現金給付 物品贈呈費 飲食費 実踏経費 接待経費 寸志・心づけ お土産代・記念代 家賃 光熱水費・電話料金 機関紙・定期刊行物 発行経費
2	団体による当事者を直接支援 する事業	各種事業・ 普及啓発事業など	当事者と当事者 を支援する地域 住民等	(状況に応じ 3/4 300,000まで 要ヒアリング)		
3	団体による地域福祉の視点が 盛り込まれた事業 (町会を除く)	団体の学習、研修、啓発 活動、交流活動など	当事者と不特定 の地域住民※1 等	助成対象経費の 1/2 200,000		
4	団体の周年行事等経常経費で は対応できない活動(地域福祉 につながるもの)	10年単位で団体が実施す る周年行事等	当事者と不特定 の地域住民※1 等	助成対象経費の 1/2 500,000	講師謝礼 ボランティア・介助者交通費 会場使用料・機材借受費 広報費 保険代 消耗品費 印刷費 連絡通信費 調査・研究経費※4	
5	サロン、グループホーム、 福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	拠点・施設等の 参加者・利用者 等	助成対象経費の 3/4 500,000	施設備品・物品購入費※5 施設改修費※6 修繕費※7	
6	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料 など	立ち上げ予定の 団体・グループ	助成対象経費の 3/4 200,000	消耗品費 印刷費 調査・研究経費※4 学習会・研修会参加費 書籍等購入費 会場使用料・機材借受費 保険代	

種別 番号	助成種別	具体的な事業例	事業の受益者	助成率 ・助成金額上限		経費	
						対象経費の例	対象外
7	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロン定例活動など (3年間)	サロン活動参加者及び協力者	月2回以内 (1年目)	40,000	講師謝礼 会場使用料・機材借受費 保険代 茶葉・茶菓代 広報費 消耗品費・印刷製本費 連絡通信費 光熱費・電話料金※8	現金給付 物品贈呈費 飲食費 実踏経費 接待経費 寸志・心づけ お土産代・記念代 家賃 光熱水費・電話料金 機関紙・定期刊行物 発行経費
				月3回以上 (1年目)	60,000		
				2年目	それぞれ 3/4		
				3年目	それぞれ 1/2		
8	町会・自治会による支えあい・助けあい活性化の視点が盛り込まれた事業 * 事業に伴わない物品等については第4期のみ	見守り、サロン活動、お祭りなどの町会・自治会における支え合い・助けあい活動	町会員または町会員と不特定の地域住民※1等	助成 対象経費の 1/2	単独町会 100,000	講師謝礼 ボランティア・介助者交通費 会場使用料・機材借受費 消耗品費／備品費 印刷製本費 保険代 広報費 材料費※3	
					複数町会 200,000		
9	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発 * 第1期、第2期までの申請	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発に関する調査・研究・試行的・実験的取組	不特定の地域住民※1等	助成対象経費の 3/4 500,000		講師謝礼 会場使用料・機材借受費 広報費 保険代 消耗品費 印刷費 調査・研究経費※4 連絡通信費	

※特記事項

1	不特定の地域住民	特定の組織の会員、構成員等に限定されていないこと。
2	実踏経費	当事者が行う場合のみ対象。
3	材料経費	基本的に食材費は含まないが、広く不特定の地域住民を受益者とする場合は対象とする。
4	調査・研究経費	調査・研究事業の全てを外部に委託する場合は対象外とする。調査・研究成果は当該年度内にまとめること(中間報告を含む)
5	施設備品・物品購入経費	事業・活動に必須となる備品に限り、施設等公的なスペースに設置する。
6	施設改修経費	利用者等の利便性と安全の確保のための施設の改修を対象とする。
7	修繕費	事業・活動に必須となる備品の故障・損壊及び利用者等の安全確保のための施設内の小破修理を対象とする。
8	光熱水費・電話料金	原則として、通常の運営費は助成しない。個人自宅等を会場にしているサロン活動のみ対象とする。

※ 本ガイドラインは一般的な基準を示したものであり、個々の事業内容において、適応が異なる場合があります。ここに記載がない場合等をご相談ください。